

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から49年3月までの期間、50年10月から同年11月までの期間、53年4月から同年5月までの期間及び54年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から49年3月まで
② 昭和50年10月から同年11月まで
③ 昭和53年4月から同年5月まで
④ 昭和54年2月から同年3月まで

私は、結婚後しばらくして20歳までさかのぼって国民年金保険料の納付を求める通知が送付されてきたため、その保険料を夫の預金を引き出して一括して金融機関で納付した。

加入手続及びさかのぼって一括納付した保険料の金額についての記憶は定かではないが、保険料の納付に当たって、友人にさかのぼり一括して納付すべきか相談したこと及び夫から今まで納付していなかったことを強く怒られたことをはっきり憶えている。

その後の保険料については、私が夫の分と併せて二人分を自宅に来た集金人に納付し、その後は郵便局で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年7月の結婚後しばらくして20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう通知が届いたので、金融機関でその保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日及び国民年金手帳記号番号払出票の払出年月日から、申立人が49年9月に国民年金に強制加入したことが確認でき、この時期は第2回の特例納付の実施期間中であり、金融機関で特例納付

保険料を納付することが可能であったことから、申立人がこのころに 20 歳までさかのぼって特例納付分を含む保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、大都市特別適用対策に伴う適用促進分として、社会保険事務所（当時）から申立人が当時居住していた区に対して別枠で払い出された番号であることから、それまで国民年金に加入していなかった申立人に対して、行政側から国民年金への加入及び保険料の納付について通知されたと考えられ、国民年金への加入及び保険料の納付を求める通知が来たとする申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人の友人は、申立人が結婚した当時、申立人から国民年金保険料を 20 歳までさかのぼってまとめて納付すべきか相談を受けたと証言している上、口頭意見陳述において、申立人の夫は、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付するに当たり、申立人が結婚するまでの国民年金保険料を納付していなかったことについて怒ったことを記憶している旨を述べていることから、申立人の主張は信憑性が認められる。

加えて、申立期間②、③及び④について、その前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の経済状況に大きな変化は認められないことに加え、それぞれ 2 か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間後においては、60 歳まで保険料がすべて納付済みになっていることから、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年7月まで

私は、国民年金の加入手続や時期については具体的に憶えていないが、私の母親から、「年金には入っておいた方が良い。」と言われたことから、20歳になった当時、国民年金に加入したはずである。申立期間の国民年金保険料については、アルバイトの給料が支給された時に間違いなく納付している。申立期間は国民年金の未加入期間とのことであるが、当時、年金手帳を所持していたことから国民年金に加入していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間直後の平成3年8月に就職した際、会社に年金手帳を提出したと主張しているところ、同会社では新入社員から年金手帳を提出してもらい保管していたことが確認できることから、申立人の主張は信用でき、当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、併せて年金手帳が交付されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の母親から、「年金には入っておいた方が良い。」と言われたことから、20歳になったころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その母親は、「息子が20歳になったころ、国民年金の加入を勧めるチラシを何回か見たことがある。」と証言していることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立人は、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間を除き保険料をすべて納付していること

から、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年1月までの期間、53年4月から同年5月までの期間及び54年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から51年1月まで
② 昭和53年4月から同年5月まで
③ 昭和54年2月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続や国民年金手帳については憶えていないが、15歳から建設会社に勤め始め、20歳を過ぎてから、職場を訪れる集金人に国民年金保険料を納めていた。

結婚後は、妻が私の分と併せて二人分の保険料を自宅を訪れる集金人に支払い、その後には郵便局で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚するまでは、申立期間①当時に働いていた会社に来る集金人に保険料を納めていたと主張しているところ、申立人の当時の同僚は、国民年金の加入手続は20歳になったころに会社が行い、国民年金保険料は給料から控除され、国民年金手帳は退職時に返されたと言っており、申立人は、口頭意見陳述において、同社で15歳から働き始めて20歳以降も引き続き勤めていたのは、申立人とこの元同僚ぐらいしかいなかったと述べている上、この元同僚は、申立期間①の保険料を納付していることから、その証言内容は信憑性が認められる。

また、申立人が勤務していた会社が一部の従業員に対してのみ加入手続を行い、保険料を控除していたとは考えにくく、申立人についても同様に保険料が給料から控除され、納付があったものとするのが自然である。

さらに、申立人は同社を退職した日については特定できないものの、結婚後においては、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立人の妻の国民年金保険料については、昭和 49 年 4 月から現年度で納付が開始されていることが確認できることから、その妻が自身の保険料のみ納付して、申立人の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間②及び③について、その前後を通じて、申立人の仕事に変更がなく、申立人の経済状況に大きな変化は認められないことに加え、それぞれ 2 か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間後においては、保険料がすべて納付済みになっていることから、申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3305

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険未適用事業所に勤務していた。入社後しばらくして、市役所から国民年金への加入を勧める案内が届き、母親からも再三、加入するよう勧められたこともあって加入することにした。

加入手続をした時期は定かではないが、一人で市役所を訪れ手続をしたことを記憶している。国民年金保険料の納付については、市役所内の窓口で現金で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に居住していた市で国民年金加入手続を行い保険料を納付したとしているところ、申立期間を除いて国民年金の第 1 号被保険者としての強制加入期間がなく、申立期間後の第 3 号被保険者期間については、市外に転居している上、国民健康保険料については、当時同居していた両親が世帯全員分の保険料を申立期間以前から納付していたとしていることから、他の手続と記憶違いしていることは考え難い。

また、申立人が申立期間当時、国民年金へ加入するよう市役所から案内が送付されたとしているところ、同市では、当時、成人後に一定期間を経過しても加入していない者に対して加入案内を送付していた可能性もあるとしていることから、申立内容は不自然ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の一部に充てるために、申立人名義の銀行口座から預金を引き出したとしており、申立人から当委員会に提出された申立期間当時の預金口座の履歴から、当時の保険料額に見合う預金額を引

き出した記録を確認することができ、申立人の主張と一致する。

加えて、申立期間当時、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の母親は「娘（申立人）が学校を卒業して就職したが、会社で社会保険に加入できなかったため、国民年金に加入するように勧めたが、なかなか手続に行かないので、再三話した。時期までは憶えていないが、娘が自分で市役所に行って手続をし、保険料を納付してきたのを憶えている。」旨証言しており、その母親は、加入期間においては、厚生年金保険脱退後の2か月を除いて、長期間に渡って国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められることから、その証言内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 59 年 10 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に離婚したことを契機に国民年金に加入した。国民年金保険料については、同居していた母親と共に、加入手続後から未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 10 月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年 10 月と推認でき、加入手続と同時に現年度保険料として納付が可能であるとともに、申立人は、申立期間直後の同年 11 月以降については、209 か月間に渡り国民年金保険料の未納はないことから、当該期間の保険料についても納付があったものと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人は、離婚届を提出した昭和 53 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳に 59 年 9 月の住所変更が記載されていることから、同年 10 月以降に加入手続を行ったことはあり得ず、当該住所変更手続時において、従前の年金手帳に代わって新しい年金手帳が発行された際に国民年金手帳記号番号が変更されたとしか考えられないと主張しているが、前記 1 のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は同年 10 月と推認できる上、仮に年金手帳が再発行されたとしても、申立人は同一市内での住所変更であり、国民年金手帳記号番号が変更され

ることは考え難く、申立人の年金手帳において同年9月の住所変更の記載があることをもって、53年5月に加入手続が行われたと推認することは困難である。

また、同一市内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、昭和53年5月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いととも、59年10月の時点では、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、加入手続以降の大半の期間において、その母親が申立人の国民年金保険料を負担し納付したと主張しているが、その母親は高齢のため、申立期間当時の保険料の具体的な納付状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3307

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和40年ごろ市役所の職員に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、自宅に来た集金人に3か月に一度、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、約20年に渡り国民年金に任意加入し、国民年金加入期間中は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から41年2月まで

私が20歳になったところに、父親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ったはずである。申立期間の国民年金保険料については、生前、父親から加入手続き後にまとめて納付したと聞いていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、20歳になったところに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、加入手続き後にまとめて納付したと主張しているところ、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和41年3月ごろと推認できるが、その時点では申立期間の保険料を過年度納付等により納付することは可能であった上、申立期間の保険料は、納付済みとされている申立期間後の保険料額よりも安価であることから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親も国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、両人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年7月から50年3月までの期間及び62年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年3月まで
② 昭和62年4月から同年12月まで

私は、時期は憶えていないが国民年金の加入手続を行い、しばらくした後、特例納付により申立期間①の国民年金保険料を納付したはずである。また、国民年金加入後は未納がないように気をつけて保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行い、しばらくした後、申立期間①の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているところ、当該期間は強制加入期間であり、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和53年1月から6か月後に始まる第3回特例納付により保険料を納付することは可能であった。

また、オンライン記録によると申立期間①直後の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みとされているところ、申立人の国民年金の加入手続日からは同期間の保険料は時効により過年度納付できないことから、特例納付により納付されていたと推認できるうえ、特例納付は先に経過した月の保険料から納付するものとされていることから、申立期間①直後の保険料を特例納付により納付し、申立期間①について特例納付により保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和50年度及び51年度の保険料は申立人の国民年金の加入手続日からみて現年度で納付することはできないにもかかわらず、オンライ

ン記録では現年度納付とされていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間当時の職業等から、特例納付により申立期間の保険料を納付する資力を十分有していたものと推認できる。

2 申立期間②は、9か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の職業や住所に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②の国民年金の保険料額については、申立期間直後の昭和 63 年 4 月以降の保険料額より安価であることから、当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の母親は、私が大学を卒業した昭和 59 年 4 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、私が母親の経営する会社に勤務していた平成元年 10 月まで自分の分と一緒に、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、区役所の担当窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、当時、同窓口で申立期間の保険料を現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人が納付していたと主張する保険料月額は、当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間当時、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 11 月

私は、昭和 49 年 3 月に大学を卒業した際、家業を手伝うこととなり、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の両親が集金人に申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずである。また、申立期間②については、結婚したのをきっかけとして、私が国民年金の任意加入被保険者への切替手続を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、1 か月と短期間である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳には納付印が押されていることから、申立人は同期間の国民年金保険料を納付したものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳の申立期間②の摘要欄には「カンプ通知」の記載は見られるものの、同期間の保険料が還付された形跡は見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は申立人の父親が行い、保険料は申立人の両親が納付したとしており、申立人は直接関与していないことから、国民年金の具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は昭和 53 年 6 月に行われていることが確認できることから、その時点で当該期間の過半の期間については時効により保険料を納付することができない期間である上、納付が可能な期間についても、過年度分の保険料となることから集金人に納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、自分達夫婦の保険料を特例納付により納付している期間があることが確認できるが、申立期間①のうち時効により保険料を納付できない期間について、その母親は特例納付により保険料を納付した記憶はない旨証言している。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に会社を退職したことにより、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の金額は憶えていないが、市役所から送付されてきた納付書により郵便局で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は納付書により郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする郵便局は、申立期間当時存在していた上、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は昭和 55 年に国民年金に任意加入している上、申立期間の前後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和40年7月から42年3月まで
④ 昭和47年4月から49年3月まで

私は、時期は憶えていないが、現在居住している市に転居してから、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、店に集金人が来ていたので、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。その際に、手帳に印鑑を押してもらっていた。私は、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、現在居住している市に転居後、店に来ていた集金人に、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人と夫は保険料の納付記録がすべて一致していることから、申立人と夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、その夫は、申立期間④の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間④の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人と夫の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間④の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後で、かつ、転居後の昭和39年11月に夫婦連番で払い出されてお

り、その時点で、申立期間①の半分は、時効により保険料を納付することができない期間である上、それ以外の期間についても、申立人が居住している市において、その当時、集金人が過年度保険料を徴収していなかったことが確認できることから、申立人がさかのぼって保険料を納付していたとは考えにくい。

また、前述のとおり、申立人と夫は基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられるところ、申立人の夫も、申立期間②及び③の国民年金保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から48年7月まで
② 昭和53年11月から54年3月まで

申立期間①について、私が叔父の経営している会社に勤務していたころ、叔父が、従業員の分と一緒に、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを聞いたことがある。

また、申立期間②について、私は、勤務先の会社を退職する際に、職場の知り合いから国民年金のことを聞き、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入当初の数か月分の保険料は、同支所又は郵便局で一括して納付したが、それ以降の保険料は、定期的に納付するようになった。

申立期間①が未加入期間とされているのでよく調べて欲しい。また、申立期間②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間②を除き保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った際に、申立期間②の保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、遅くとも昭和54年4月であると推認され、その時点において、申立期間②の保険料は納付することが可能であることから、納付意欲の高かった申立人が、加入手続を行っておきながら、5か月と短期間である申立期間②の保険料を

納付しなかったとは考えにくい。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の叔父が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間①の保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の叔父も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳によると、国民年金の資格取得時期が昭和 53 年 11 月となっていることから、申立期間①は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月及び同年4月

私は、結婚後の昭和39年7月ごろ、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた自治会の組長に納付していた。私は、会社に勤務するまでの間、ずっと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金に来ていた自治会の組長に依頼して、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた市において、自治会が納付書を用いて保険料を集金していたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年1月まで

私は、再就職した会社から、国民年金に個人で加入するよう勧められ、平成3年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料も納付できるとの説明を受けたため、納付書発行の手続を行い、後日、金融機関で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を完納している上、国民年金基金にも加入していたことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、平成3年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料も納付できるとの説明を受けたため、納付書発行の手続を行い、後日、金融機関で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に払い出されており、その時点では、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間の直後の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料は、実際に過年度納付されており、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、11か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3317

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

昭和47年2月ごろ、区役所から私に国民年金の加入勧奨を行う書類が届いたが、私は同年4月に転居したことから、転居後の地域の市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、送られてきた納付書により金融機関で納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする当該金融機関は、申立期間当時、開設されていた上、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで
② 昭和46年7月から同年10月まで
③ 昭和51年7月から52年3月まで
④ 昭和56年9月から58年1月まで
⑤ 昭和63年7月から平成元年12月まで

私は、テレビなどで国民年金制度が始まるということを聞き、区役所又は区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付していた。また、私は、数回転職したが、その都度、勤務先の会社を退職後、市役所の市民センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していた。私は、申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年11月に払い出されているが、申立人の国民年金の被保険者資格の取得年月日は、35年10月1日とされており、国民年金制度が発足した36年4月以前に加入手続を行った可能性があるとともに、申立人が国民年金制度が始まるということを聞き、加入手続を行ったとしていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は、36年4月以前に行われていたと考えるのが合理的である。

また、以上を前提にすると、申立人が制度発足前に国民年金の加入手続を行っておきながら、別の区へ転居するまでの間、一度も保険料を納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間②から⑤について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧であり、国民年金保険料額は、本来、被保険者の所得にかかわらず定額とされているが、申立人は、前年の収入により決められた金額の国民年金保険料を納付していたと述べるなど、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 11 月に払い出された後、38 年 5 月に被保険者資格が喪失されている上、平成 8 年 9 月に払い出された別の国民年金手帳記号番号においても、その時点で、申立期間②から⑤までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期や場所について、憶えていないが、国民年金保険料は、私が、私と夫の二人分を一緒に納付してきた。申立期間について、一緒に納付していた夫は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④は、それぞれ 3 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立人が、申立人及び申立人の夫の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間②、③及び④の保険料は、納付済みとされている上、申立人の夫も今回申立てを行っており、申立人の夫の申立期間①の保険料は、当委員会における審議の結果、納付済みであると推認されることから、申立人が、申立人の夫の保険料のみを納付して、申立人自身の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月
② 昭和52年4月から同年6月まで

私の国民年金の加入手続は、会社を退職後、妻が行ったと思う。国民年金保険料は、妻が納付していたはずである。申立期間の保険料を納付していたはずであり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人の妻は、自分が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた旨証言している。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金の資格取得日は、当初、昭和46年8月とされていたが、平成6年6月に昭和46年7月へさかのぼって訂正されたことが、オンライン記録により確認できる上、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄には、「納付不要」のゴム印が押印されていることから、申立期間①は、当時、保険料を納付できない期間であったと推認できる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和39年6月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入を行った。加入後、国民年金保険料については、納付書により自宅近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年3月

私の義父が、昭和36年に市出張所で私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、義父が毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間①の保険料については、妻が46年3月に転居した際に、未納となっていた期間の保険料をさかのぼってまとめて納付書により郵便局で納付し、その後は、妻が夫婦二人分の保険料を集金人又は郵便局で一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ12か月及び1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「昭和46年3月に私が転居した後に、夫（申立人）の未納となっていた期間の保険料をさかのぼってまとめて郵便局で納付し、その後は夫婦二人分の保険料を未納がないように集金人又は郵便局で納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の妻が転居後にさかのぼってまとめて納付書により郵便局で納付したと主張しているところ、申立人の被保険者台帳では、申立人に対して申立期間①の納付書が発行されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする郵

便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間②の保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私が昭和 35 年に結婚後しばらくして、義父が私の国民年金の加入手続を行った。義父から、国民年金保険料は家族全員分を一緒に未納期間がないように納付していると聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、結婚後に義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、昭和 36 年 12 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立期間当時、一緒に保険料を納付していたとする申立人の義母の保険料は納付済みとされていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、父親から、妻（申立人）を含め、家族全員分の保険料をすべて納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私が昭和 35 年に結婚後しばらくして、父親が私の国民年金の加入手続を行った。父親から、国民年金保険料は家族全員分を一緒に未納期間がないように納付していると聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、結婚後に父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、昭和 36 年 4 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立期間当時、一緒に保険料を納付していたとする母親の保険料は納付済みとされていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、義父から、夫（申立人）を含め、家族全員分の保険料をすべて納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 51 年に勤務先の会社を退職後、すぐに自営業を始めたが、その時は国民年金の加入手続を行わず、56 年ごろに市役所に行き、国民年金の相談をしたところ、受給要件は 25 年だが、26 年間分の納付が可能であるとの説明を受けた。その後、市役所や金融機関で 54 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 56 年ごろに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は、市役所で保険料の納付について説明を受けたことや、保険料をさかのぼって納付した当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立期間の直前及び直後の保険料がさかのぼって納付されている上、加入手続後の保険料もすべて納付されていることを踏まえると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 8 月ごろの時点で納付可能であったはずか 3 か月の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3326

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の母親が、私が 20 歳のころに私の国民年金の加入手続を行い、昭和 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していた。当時、実家には、私の母親と兄が同居しており、母親が、私、兄及び母親の 3 人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時から昭和 49 年 3 月までは、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が、申立人、申立人の兄及び申立人の母親の 3 人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の兄及び申立人の母親の申立期間の保険料は納付済みとされており、保険料の納付意識の高かったと認められる母親が、申立人の 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、申立期間中の 49 年 3 月に特例納付により納付されていたが、平成 21 年 1 月に納付済みに訂正されるまでは、未納とされていたことから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和37年2月24日から40年1月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を37年2月24日に、資格喪失日に係る記録を40年1月31日とし、標準報酬月額を37年2月から38年9月までを1万円、38年10月から39年9月までを1万4,000円、39年10月から同年12月までを1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月1日から37年2月24日まで
② 昭和37年2月24日から40年1月31日まで

私は、昭和36年5月1日から37年2月23日までA商業施設内2階にB事業所が出店した売店で販売員として勤務した。

また、昭和37年2月24日から40年1月30日まではA商業施設別館1階のC社が経営する食堂のレジ係として勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、当該期間は厚生年金保険の加入期間になっておらず、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が同期入社であるとする3名は、C社のグループ企業であるD社において、昭和37年2月24日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚のうち、聴取することができた1名は、「申立人とは2階の売店で一緒に勤務していたが、同時期に一緒に1階食堂に転職した。」と供述している。

また、申立人は、東京オリンピック（昭和39年10月開催）での当該事

業所における出来事を詳細に記憶している。

さらに、申立人は、D社を退職したとする昭和40年1月30日については、それまで仕事等で忙しくして子供^の学校行事に参加することができなかったが、学校行事に参加するため仕事を辞めることになった日であり、E社に勤務していた夫が事業所内で異動になった時期でもあったため記憶していると述べている。これらの説明は、具体性があり、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人は、同年1月30日までD社に勤務していたことを認めることができる。

これらのことから、申立人は、申立期間②にD社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にD社に入社し、同じ業務内容、勤務形態であったとされる3名の同僚は、上述のとおり、いずれも同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に、D社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、複数の同僚の標準報酬月額の記録から判断して、37年2月から38年9月までは1万円、38年10月から39年9月までは1万4,000円、39年10月から同年12月までは1万6,000円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年2月から39年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、上述の同僚の証言により、申立人がA商業施設内2階にB事業所が出店していた売店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と共にB事業所に勤務していたとする上述の同僚も、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、厚生年金保険の適用事業所となっている「B事業所」を事業所名称に含む事業所に照会したところ、A商業施設内に出店した事実はない

との回答があった。ほかに当該名称で申立期間①当時に適用事業所となっていた事業所は無いことから、申立てに係るB事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B事業所の存続及び所在は不明であることから、申立期間①当時、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月10日から同年5月10日まで
私は、昭和29年4月にA社に採用され、現場の作業所を転々としたことはあるものの、37年10月まで継続して勤務していた。同社B出張所管轄の作業所に勤務していた期間の一部が被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社B出張所の所長の供述及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和30年5月10日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和30年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和48年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月21日から同年7月11日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社して以降、59年10月20日に定年退職するまで一貫して正社員として勤務していた。ねんきん特別便により欠落期間が存在することが分かったが、申立期間において、私は総務、人事等を中心に幅広く事務職として働いていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年6月21日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和48年3月17日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から46年5月10日まで
② 昭和48年3月17日から同年9月1日まで

私は、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①については、B社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。

また、申立期間②については、昭和48年9月1日に資格取得となっているが、A社には同年3月17日に入社してから52年11月1日に退職するまで正社員として継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から連絡が取れた同僚は、申立人は正社員であったと供述しており、申立人の主張と一致している。

さらに、複数の同僚の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人が提出した申立期間①当時の写真及び同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、B社は、昭和45年4月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち41年4月1日から45年4月3日までは、適用事業所ではないことが確認できる上、複数の同僚は、同社が適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨を供述している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった昭和45年4月4日に資格を取得した者は20名であり健康保険番号に欠番は無い。一方、申立人が提出した2枚の写真には、それぞれ33名と47名が写っており、さらに、複数の同僚は、「当時の従業員は、30名から40名であった。」、「出入りが余り無く人数は大きく変動することはなかった。」と供述していることから、当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。

なお、申立人は、昭和43年ごろからB社の事業主が経営するC社の仕事を行っていたと説明しているところ、同社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主の弟は、同社の従業員数について、1名から2名であったと供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を備えていなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年3月26日）及び資格取得日（昭和42年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年3月及び同年4月は3万6,000円、40年5月から42年9月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月26日から42年10月1日まで
私は、A社の店長管理職として昭和39年11月9日から43年7月31日に退職するまで継続して勤務しているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同社において昭和39年11月9日に厚生年金保険の資格を取得し、40年3月26日に資格を喪失後、42年10月1日に同社において再度資格を取得しており、40年3月から42年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社に入社し、後に同社の代表取締役となった同僚は、自分が入社した当時、申立人は同社において店長を勤めており自分の上司であった、申立人が在職中に被保険者資格を喪失することは考えられない旨を供述している。

さらに、申立人を知る同僚2名から、申立人は入社当初から有能な店長であり、A社の後継者の教育を担当するほどであった旨、また、同社は複

数の店舗があったため、店長が店舗間を異動することはあったが、店舗によって待遇が変わることはなかった旨を供述するところ、申立人から名前の挙がった同僚4名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じA社の店長を務めていた同僚の記録から、昭和40年3月及び同年4月は3万6,000円、40年5月から42年9月までは6万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、役員の所在も不明であり確認できない。

しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から42年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成4年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月2日から同年11月1日まで
オンライン記録では、A社での厚生年金保険の資格取得日は平成4年11月1日になっているが、雇用保険被保険者証では、同年9月2日となっており、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録に2か月間の差異がある。同社には、正社員として入社したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員台帳及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録（国民年金保険料の過誤納）から、申立人は厚生年金等の加入を理由として平成4年9月から同年11月までの国民年金保険料の還付の決議を受けていること、及びこれを決議（5年1月13日）した社会保険事務所が申立人に対して、当該国民年金保険料の還付の手続を行った記録が確認できる。

また、管轄社会保険事務所は、「厚生年金保険の資格取得が確認された時点で国民年金の資格喪失をオンライン入力する。その後、還付されるべき国民年金保険料があれば、還付の手続を行う。」と説明している。

さらに、申立人から提出された年金手帳から、申立人は、平成4年9月2日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、平成4年9月から同年11月まで、厚生年金保険と国民年金に重複加入していたために国民年金保険料の還付を受けたことがうかがえるとともに、当時、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成4年9月2日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年11月のA社におけるオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月17日から同年10月1日まで
私は、昭和37年3月1日にA社に入社し、平成9年3月31日に定年退職するまで継続勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっている。この期間は、同社B支店から同社C支店D営業所に転勤したときに当たり、厚生年金保険料は給料より控除されていたはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の「転勤及び退職者台帳」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年8月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年1月ごろまで
夫のA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和17年6月から20年8月までとなっているが、20年11月の給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は、昭和17年5月11日にA社における資格を取得し、20年9月1日に資格を喪失している。

しかし、申立人は、厚生年金保険料の控除が確認できる昭和20年11月分の給料明細書を所持している上、A社の後継会社であるB社が保管している被保険者資格喪失届には、申立人の資格喪失日は21年1月15日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳（旧台帳）の昭和20年8月の記録から、150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち申立人が昭和 21 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23 年 6 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の B 社（A 県）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については昭和 21 年 8 月から 22 年 5 月までは 90 円、22 年 6 月から同年 12 月までは 500 円、23 年 1 月及び同年 2 月は 300 円、23 年 3 月から同年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 23 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社（A 県）における資格の喪失日に係る記録を 23 年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 15 日から 23 年 7 月 1 日まで
昭和 19 年 11 月 16 日から 56 年 2 月 28 日まで、親戚が事業主であった B 社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間が被保険者期間となっていない。

昭和 20 年 3 月に D 区にあった B 社が焼失し、同社は A 県に疎開したが、その間も事業は継続しており、その後同社は再び D 区に戻ったという経緯がある。

私は、疎開中の B 社でも継続して勤務していたため、同社はずっと厚生年金保険をかけてくれていたと考えている。

当時の給与明細等の資料は保存していないが、申立期間を厚生年金保

險の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和21年8月1日から23年6月30日までの期間については、調査の過程で確認されたB社（A県）の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日と同じ者が21年8月1日に資格取得し、23年6月30日に資格喪失していることが確認できる。

また、当該記録の被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同じ番号である。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、申立人が昭和21年8月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び23年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録より、昭和21年8月から22年5月までは90円、22年6月から同年12月までは500円、23年1月及び同年2月は300円、23年3月から同年5月までは600円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和23年6月30日から同年7月1日までの期間については、同僚の厚生年金保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（同年6月30日にA県所在の同社からD区所在の同社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年5月のB社（A県）に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、事業主の孫は当時の資料が確認できないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和23年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和20年8月15日から21年8月1日までの期間については、申立人が当該期間について、疎開先であるB社（A県）に勤務していたことは当時の複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社（A県）は昭和 21 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は「B社（D区）は、昭和 20 年 3 月に戦災で焼失し、同社は軍の命令により A 県に疎開することになり、申立期間においては A 県に焼けた機械を運び、修理などをして B 社の立ち上げをしていた。」と供述しているところ、同僚も「B社（A県）が本格的に稼働し始め、軌道に乗り始めたのは 21 年に入ってからと記憶している。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月26日から同年11月1日まで
昭和37年4月2日にA社へ入社し、同年8月にグループ企業であるB社に出向し、同年11月25日まで継続して勤務していた。同社に出向した直後の申立期間が被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（社会保険の適用上は、昭和37年11月1日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和37年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年5月21日に、資格喪失日に係る記録を同年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月21日から同年6月21日まで
昭和60年5月21日から同年6月21日までA社に勤務していた。証明するものとして、当時の給料明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の従業員名簿及び申立人提出の給料明細書により、申立人が申立人に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和60年5月21日にC社から関連会社であるA社に、同年6月21日に同社から関連会社であるD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給料明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ

資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 2274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月16日まで
年金記録を確認したところ、昭和38年3月16日にA社B工場において資格喪失、同年4月16日に同社C工場において資格取得となっていた。同社B工場から同社C工場への企業内での転勤であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年4月16日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年12月21日から28年7月18日までの期間について、第1種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を26年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主はが申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月5日から28年7月18日まで
中学校を卒業した昭和26年4月に、A社に就職した。同じ中学校を卒業し、同時に入社した2名には、26年から同社に係る厚生年金保険被保険者記録があるらしいが、私の記録は28年7月からとなっている。私が同社に入社したのは26年4月5日に間違いないので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和28年7月18日にA社において第三種被保険者として被保険者資格を取得しているが、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかし、申立人は、「申立期間においても資材係としてA社に勤務していた。」と述べている上、申立人と同じ中学校を卒業した複数の同僚は「私は昭和26年4月にA社に入社した。申立人は同期入社であった。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚のA社における厚生年金保険の資格取得日はいずれも昭和26年12月21日となっている。

さらに、上記同級生のうち1名は、「私達は同じ中学校を卒業し、同じ

定時制高等学校に通学しながらA社に勤務していた。当時、私達の給与額は皆同じだった記憶があり、皆見習いと言うべき期間に補助的業務に従事していたに過ぎないので、申立人についても私達と同時期に厚生年金保険に加入していなければ、おかしい。」と供述している。

加えて、申立人がA社に入社した約2年後の昭和28年4月ごろ同社に入社したとする中学校での同級生1名の厚生年金保険の資格取得日は同年12月21日であり、入社から被保険者資格の取得までに要した期間は、上記の複数の同級生と同じ約9か月間である。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月5日から同年12月21日までの期間については、上述のとおり、A社においては、入社して9か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる上、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和26年12月21日から28年7月18日までの期間について、第1種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における同年齢の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、連絡先も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成9年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月21日から同年6月21日まで

私は、昭和52年4月1日にA社に正規従業員として入社し、保険料は給与から毎月控除されていたが、同社B支社から同社C支店へ異動になった際の平成9年5月21日から同年6月21日までの期間が被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所属歴証明、A企業年金基金の加入員台帳及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成9年5月21日に同社B支社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成9年6月のオンライン記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月1日から50年10月1日まで
私は、A社に昭和36年6月1日から平成10年8月30日まで勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いのはおかしいので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する履歴台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社B支店における被保険者資格取得日は昭和50年10月1日となっている。

しかし、A社B支店に係る被保険者原票において、申立人の被保険者資格取得日は昭和49年10月1日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和49年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年3月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月6日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月3日から平成11年10月31日まで、A社に勤務した。厚生年金保険の記録では昭和44年3月6日に同社B工場から同社C事業所へ転勤した際の1か月間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び健康保険組合が保存する被保険者台帳から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和44年3月6日に同社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所に係る昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年10月31日から同年11月1日まで
平成4年3月30日から10年10月31日まで継続してA社に勤務していたが、オンラインの記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年10月31日になっているので、資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人所持の雇用保険受給資格者証及び退職証明書から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から平成10年10月の厚生年金保険料を控除したと述べているところ、事業主から提出された給与台帳から、申立人が10年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成10年10月に算定が行われたオンライン記録があることから53万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たとしている上、事業主が資格喪失日を平成10年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格喪失日に係る記録を昭和59年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで
昭和46年2月から平成11年4月まで、A社に継続して勤務していたが、昭和59年2月29日から同年3月1日までの期間の船員保険の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在職証明書、健康保険資格喪失証明書及び事業所の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和59年3月1日に同社Bセンターから同社本社に異動）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社Bセンターにおける昭和59年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が船員保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が、資格喪失日を昭和59年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年2月29日と記録することは考え難いことから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月21日から同年9月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社の資格取得日が昭和40年9月1日となっているが、実際は同年1月21日に転勤し、1日も間を空けず継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する転勤辞令及び同社からの回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年1月21日に、C社からA社へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月5日から62年9月1日まで

昭和59年8月から62年8月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらった。しかし、私は57年4月からA社に勤務し、その後、関連会社であるB社を退職するまで継続して勤務していた。申立期間はA社の常務取締役として活動していた。給与も同社から出っていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間について、同僚のC氏は「申立人はA社の役員として、B社の社長に就任したD氏と共に、関連会社である同社の立ち上げに参画していた。A社からB社に継続して勤務し、特段、勤務形態の変更などは無かった。」と述べているところ、申立期間におけるD氏の厚生年金保険被保険者記録は、A社での被保険者記録として昭和54年10月1日から62年9月1日まで継続していることが確認できる。

さらに、同僚のD氏は「申立期間において申立人と同様の業務についていた。A社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されてい

た。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録では申立人の被保険者記録は、資格取得日が昭和 58 年 4 月 1 日で離職日は平成元年 6 月 30 日となっており、申立期間は、A 社における雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社における昭和 59 年 7 月の社会保険事務所の記録から 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行については、事業主が提出した被保険者資格喪失確認通知書（副）において、申立人の資格喪失日が昭和 59 年 8 月 5 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 62 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から同年7月18日まで
私は、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。年金記録が欠落している期間は、昭和21年7月1日付けでA社C工場（現在は、D社）への転勤辞令が出された時であり、退職した事実はなく、継続して勤務し給与から保険料控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する従業員台帳及び人事発令記録台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（社会保険の適用上は、昭和21年7月18日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月のA社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B作業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月16日から同年4月1日まで
私は、A社へ昭和32年3月24日付けで入社し、直ちに同社B作業所に配属された。そこでは資材（倉庫）係として約2年間勤務し、その後、34年3月ごろ同社D支店（現在は、C支店）に転勤した。私は定年退職するまで同社及びその関連会社に勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の在籍証明書、同僚の証言及び申立人と同期入社で同時期に同社B作業所から同社D支店へ転勤した同僚2人について当該期間の厚生年金保険の記録に空白がなかったことから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社B作業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年2月のA社B作業所における社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県国民年金 事案 3327

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで

私は、20 歳になったら国民年金に加入しなければならないと認識していたので、昭和 61 年 3 月当時に住んでいた区役所出張所で自ら加入手続きを行ったが、年金手帳の交付はなかった。同出張所の窓口の職員から、一括納付できる旨の説明を聞いたので、父親から金を借りて、60 年 4 月から 61 年 3 月までの 1 年分の保険料をまとめて納付し、同年 4 月から同年 6 月分までの保険料についても、後日、同じ窓口で納付した。その後の保険料については、口座振替による納付に変更した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月当時に住んでいた区役所出張所で国民年金に加入し、60 年 4 月分から 61 年 3 月分までの期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した後、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料についても別途まとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年に転居した別の区役所で払い出されていることが確認できる上、61 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料は過年度納付であったことがうかがえること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された者であって 20 歳到達直後に被保険者資格を取得した者が加入手続きを行ったと推認される時期を考え合わせると、申立人は、転居後の区役所において国民年金加入手続き時に納付できる限度の国民年金保険料を納付したものとするのが自然であり、申立人が転居後の区役所で加入手続きを行った時期は 63 年 8 月以降と推認できる。

また、申立人は昭和 61 年 3 月に区役所出張所での加入手続き後、同年 7 月ご

る保険料の納付方法を口座振替に変更したと主張しているが、申立人が口座振替により納付したとする同年同月ごろから 62 年 3 月までの保険料は、前述のとおり転居後の区役所で過年度納付されたことがうかがえることから、申立人が転居前の区役所出張所で加入手続きを行い、61 年 7 月ごろから口座振替により納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人に対して、転居前の区役所出張所において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人が転居後の区役所で加入手続きを行った時点では、時効により申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に当たって、その父親から金を借りたと主張しているが、その父親の証言によっても、申立人に金を貸した時期について特定することができなかった。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述によっても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から57年3月まで

私と母親は、申立期間当時、毎年4月に、家族3人分の国民年金保険料を1年分まとめて納付していた。私か両親が一人で納付した時もあった。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつ、誰が、国民年金の加入手続を行ったか分からないと述べている上、国民年金保険料を納付し始めた時期についても、特定できないなどとしており、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立期間の国民年金保険料が納付されていたという心証を得ることができなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年10月に払い出されていることから、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から同年7月までの期間、11年2月から12年10月までの期間及び13年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月から同年7月まで
② 平成11年2月から12年10月まで
③ 平成13年9月

私の母親が、平成10年5月又は6月に、私の国民年金の加入手続を市役所の出先機関で行い、申立期間①の国民年金保険料も納付してくれた。私が、11年2月と13年9月に会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、私が、その都度、市役所の出先機関で行った。14年又は15年の5月から7月ごろに、勤務している会社に国民年金保険料を納付するようとの電話があったので、その日のうちに、市役所の出先機関で、私が、申立期間②及び③の保険料をまとめて納付した。

国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が、平成10年5月又は6月に、申立人の国民年金の加入手続を市役所の出先機関で行い、申立期間①の国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期や場所、保険料の納付場所や納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③については、申立人は、会社を退職した後に、その都度、市役所の出先機関で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行

ったと主張しているが、オンライン記録では、平成 13 年に申立期間②にかかる未加入期間国年適用勧奨が行われていることが確認できることから、退職の都度、切替手続を行っていたとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、平成 14 年又は 15 年の 5 月から 7 月ごろに、市役所の出先機関で、申立期間②及び③の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人が納付したとする金額は、仮に申立期間②及び③の保険料を納付した場合の金額と大きく相違している上、14 年 5 月の時点においても、申立期間②の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間①、②及び③は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私は、申立期間当時、大学受験のために浪人中であったが、私の将来を心配した母親が成人直後に国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間中の国民年金保険料の納付をしてくれていた。申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していること、その取得事由が学生とされていることが確認できることから、この日は制度改正により学生が国民年金に強制加入となった日であるが、申立人が申立期間に居住していた市では、この制度改正に伴う加入勧奨はしていたものの職権適用を行っていなかったことが確認できることから、申立人は、勧奨を契機に国民年金への加入手続を行ったものとするのが自然である。

また、申立人は、大学生となったのは平成3年4月からであり、同年3月以前の浪人中においては、予備校に通っていたこともあるとしていることから、加入手続に当たって、申立期間については学生として取り扱われたとしても不自然ではなかったものと考えられ、同年3月以前においては、学生は国民年金への加入は任意とされていたことから、申立期間は未加入期間であり、制度上さかのぼって加入し保険料を納付することはできなかったものと認められる。

さらに、申立人は、成人直後の平成2年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間の前後を通じて同一市内の同一住所地に居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3331

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳を過ぎてから国民年金に加入したが、その手続については、両親のいずれかが行ったと思う。国民年金保険料についても、両親に納付してもらった。

加入手続後、しばらくして市役所から 20 歳までさかのぼって保険料を納付できるとの内容の通知があり、父親にお願いして納付してもらったので、申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親のいずれかが申立人に係る国民年金の加入手続を行い、20 歳までさかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人の加入手続は昭和 41 年 3 月ごろに行われ、その前年の 40 年 4 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前の申立期間については未加入であったことから、保険料の納付はできなかったものと考えられる。これについては、申立人が 49 年 11 月にそれまで未納であった過去の保険料が納付可能な 40 年 4 月までさかのぼって特例納付していることから明らかである。

また、申立人自身は、申立人の国民年金加入手続等に直接関与しておらず、その両親は既に他界しており、ほかに証言できる者はいないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明確である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年10月まで

私は、平成9年3月から同年10月まで海外留学しているが、出国前に住所地の区役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。国民年金保険料の納付書は実家に送付してもらい、帰国後に私が金融機関でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月の出国前に住所地の区役所で国民年金への切替手続きを行ったと主張しているところ、申立人の主張どおり、申立人は同年3月に出国していることが、申立人のパスポートにより確認できるが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月となっていることから、申立人が出国前に国民年金の切替手続きを行ったとは考えにくい上、オンライン記録によれば、申立期間における国民年金被保険者資格記録の確認は、15年10月にさかのぼって行われており、同期間については、申立期間当時、未加入期間とされていたことが推認される。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 56 年 4 月までの期間及び 57 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 56 年 4 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月ごろ、サラリーマンの妻を対象とした年金制度が変わるので、必ず手続を行う必要がある旨の通知が届いたので、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、「空白の期間があり、そこを埋めないと将来年金がもらえません。」と言われたので、すぐに同出張所でさかのぼり一括して国民年金保険料を納付した。私は、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月ごろ、申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているところ、同期間の保険料を一括して納付するには、特例納付によるほかないが、保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていない時期である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、国民年金の被保険者資格取得時期が昭和 61 年 4 月 1 日となっており、それ以前に国民年金に加入していた形跡も見当たらないことから、同期間は、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで

「ねんきん特別便」の記録では、私の国民年金保険料の納付済期間は 81 か月となっているが、手元にある領収書を確認したところ、99 か月分の保険料を納付している。

厚生年金保険と重複加入となった 18 か月のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料は、平成 21 年に還付されたが、残りの期間である申立期間の保険料については、還付されていない。

申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であるが、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できることから、申立期間の保険料が過誤納として還付手続が行われていたとすることについて、不自然さはみられない。

また、申立人が所持する申立期間の国民年金保険料の領収書及び申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料についての還付の記載があり、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対して申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年12月までの期間及び58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から42年12月まで
② 昭和58年3月

私が20歳になった昭和40年*月ごろ、私の母親は、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、3か月ごとに、化粧品の販売員に保険料を納付していたが、時期は憶えていないものの、しばらくして自宅に来ていた新聞販売店の店員に保険料を納付するようになった。

また、私は、申立期間②当時、勤務先の会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付した。

私は、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和40年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年12月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の被保険者資格取得時期が同年11月となっているとともに、申立期間②についても、国民年金に加入した形跡がうかがわれないことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、化粧品の販売員及び新聞販売店の店員に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その母親は既に他界している上、申立人が申立期間①当時居住していた町では、販売員等が保険料の徴収を行っていなかったことが確認できることから、国民年金の加入状況及び申立期間①当時の保険料

の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3336

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から44年9月まで

私は、昭和38年11月に転居後しばらくして国民年金の加入手続を行った。加入手続後に国民年金手帳は交付されなかったが、国民年金保険料については、2か月から3か月ごとに市役所で納付し、その際に領収書を発行されていたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月に転居後しばらくして国民年金の任意加入手続を行い、加入手続後に国民年金手帳は交付されなかったが、国民年金保険料については2か月から3か月ごとに市役所で納付しており、その際に領収書が発行されていたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、国民年金手帳を市で保管しておらず、被保険者に交付していたことが確認できるとともに、保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和44年10月ごろと推認でき、申立人は同年10月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から52年10月までの期間及び57年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から52年10月まで
② 昭和57年10月から61年3月まで

私は、母親の勧めにより、会社退職後の昭和43年6月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後の国民年金保険料については、市役所の窓口で納付しており、第3号被保険者制度ができるまで継続して納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、第3号被保険者制度創設時まで継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年11月に国民年金に任意加入している上、申立人の所持する年金手帳では、57年10月31日に資格を喪失した後、61年4月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年3月まで

国民年金制度発足時に祖母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同居していた姉が納付していた。昭和41年12月に結婚し、転居してからは、毎年自宅に届くようになった納付書により、私が市役所分室で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、転居後に自宅に届くようになった納付書により納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、納付書方式による保険料の収納は行われていなかったことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人は、昭和41年12月に転居した際に国民年金の変更手続を行った記憶はないと述べている上、申立人の被保険者台帳には、台帳移管時期が43年12月と記載されているとともに、46年2月1日付けで管理不要とされた旨の記載が確認できることから、申立人が転居直後から適切に国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3339

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年10月まで

私の夫は、几帳面な性格だったので、国民年金制度発足時に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、私の夫が未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金制度発足時に申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和45年11月ごろと推認でき、申立人は同年11月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの期間及び40年3月から41年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年1月まで
② 昭和40年3月から41年4月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は分からないが、私の姉又は義兄が行ってくれたと思う。申立期間①の国民年金保険料も姉又は義兄が納付してくれたと思う。

また、昭和40年5月に、転居した際に、私が市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付した。申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の姉又は義兄が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の姉及び義兄も既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、昭和40年5月に転居した際に、市役所で国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は41年5月ごろに行われたと推認できる上、申立人の国民年金の資格取得日が同年5月であることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立期間②はその当時から未加入期間であったものと推認される。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3341

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、60 歳ごろだと思うが、国民年金に関する案内が届いたので、市役所へ行ったところ、その窓口で、「今、保険料をまとめて払えば、最初から加入した資格が取れる。」と言われたので、その際に保険料を納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳になったところに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていない時期である上、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年10月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から43年10月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで

私は、20歳のころ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、数か月ごとに同市役所へ行き、国民年金保険料を納付していた。その際に、手帳に印鑑のようなものを押してくれた。申立期間②については、父親が経営する会社に入る際、父親からすべてやっておくと言われたので、父親が私の保険料を納付してくれていたと思う。私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころに、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、数か月ごとに同市役所へ行き、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の被保険者資格取得時期が同年3月となっていることから、申立期間①及び②は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、申立人の父親が経営する会社に入る際に、その父親から、すべてやっておくと言われたと述べているところ、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続等に直接関与しておらず、その父親からも、証言を得ることができないため、申立期間②当時の国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3343

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から15年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から15年4月まで

私の夫は、平成5年9月に会社を退職後、一人で仕事を始めた時に国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、夫がどのように納付していたか聞いていないが、厚生年金保険から国民年金に変更手続を行い、未納期間がないように納付していたはずであり、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3344

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月ごろ、区役所から国民年金の加入推奨通知が来たので私の国民年金の加入手続を行った。時期は分からないがねんきん特別便が届いたので確認したところ、同年同月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が全額免除になっているが、私は免除申請の手続を行った記憶はなく、毎月納付書により金融機関、郵便局又は区役所の窓口で国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が全額免除になっており、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関等で納付したと主張しているが、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月以前の期間について、申立人が居住していた地域では保険料を 2 か月単位で収納していたことが確認できることから申立内容と一致しないなど、申立人は申立期間の保険料の納付方法や納付金額等の記憶が不明であることから、申立期間当時の保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていることから、当時、行政側において申立人の所得の状況を調査した結果に基づき、免除の処理が行われたものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかにこの期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 43 年 1 月ごろまで
② 昭和 43 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
③ 昭和 43 年 6 月ごろから 45 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業後、昭和 41 年 4 月から A 病院に勤務しながら、C 会の学校に通学した。途中、A 病院と同じ経営者の B 病院に異動になったが、学校を卒業しないまま、43 年 1 月ごろに同病院を退職した。

申立期間②について、B 病院を退職後、C 会の学校に通えなくなったことを心配した D 病院の院長が便宜を図ってくれ、同病院に勤務していたが、院長の親戚であった G 市の病院に勤務していることにして、E 会の学校に約 2 か月程度在籍し卒業した。D 病院は、学校を卒業した 43 年 3 月ごろまで勤務し退職した。

申立期間③について、D 病院を退職後、別の病院に 1 か月ほど勤務した後、昭和 43 年 6 月ごろから 45 年 7 月末まで、F 病院に勤務した。

申立期間①から③までについて、勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 病院から B 病院に異動になり、両病院に勤務していたことは、申立期間当時、B 病院に勤務していた同僚が証言していることから推認できる。

しかし、A 病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 10 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認でき、同病院が適用事業所となった際に資格取得した元職員は、「同病院が

厚生年金保険に加入する前は、国民健康保険だった。」と回答している。

また、申立人がA病院から異動したと供述しているB病院は、申立期間当時、適用事業所であったことは確認できるが、同病院の元責任者も「就職後2年くらいは社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、A病院から異動してB病院勤務となり、申立人と同様に学校に通学していた同僚も同病院の被保険者となっていない。

さらに、申立期間のB病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、E会の学校の卒業生記録から、申立人が同校を昭和43年3月に卒業したことが確認でき、同記録に記載されているG市の病院長が、D病院の院長と親戚であったことが確認できたことから、申立人の供述内容は信ぴょう性があり、同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、D病院の院長は既に死亡しており、当時の職員の社会保険の取扱いについて確認することはできない。

また、申立人から名前の挙がった元職員は、D病院の被保険者となっていない。

さらに、D病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、F病院の元職員2名が申立人の名前を記憶していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、F病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年4月1日であり、申立人が就職したとする43年6月当時、同病院は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F病院の関係者は、「同病院は長年、厚生年金保険に加入しておらず、昭和45年4月1日になって加入した。」と供述しており、同病院の元責任者も、「45年4月1日以前に厚生年金保険に加入していなかったことを知っている。」と供述していることから、同病院において、新規適用前に給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。

さらに、昭和45年4月1日以降の申立期間については、F病院は当時の資料を保管しておらず、申立人の在職期間及び社会保険の加入については不明と回答している。

加えて、申立期間のF病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明

細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2286 (事案 171 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 12 日から 60 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社(後に、B社に名称変更)で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。その後、第三者委員会に申立てを行ったが「記録の訂正はできない。」との返答であった。

しかし、年金問題に関する報道番組を見て、私の申立てが第三者委員会の救済基準に照らして逸脱しているとは考えられない。

新たな資料や情報は無いが、申立期間について再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 1 月 1 日であり、同社が適用事業所となる前の期間に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は同年 10 月 12 日と記録されており、雇用保険の離職日(同年 10 月 13 日)の記録ともほぼ一致していることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、再度、元事業主を調査したところ、今回は回答が得られ、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 54 年 1 月 1 日で相違ない。当社には正社員の他にパートや個人請負があり、厚生年金保険には、正社員のみ加入させていた。正社員から個人請負に雇用形態を変更する者もいた。厚生年金保険及び雇用保険の手続きは適切に行

っており、税理士による監査も受けていたが、問題を指摘されたこともないので、申立人に係る資格の喪失の届出について誤りは無いと思う。」と供述している。

申立人は、報道番組を見て、「申立てが救済基準に照らして、逸脱しているとは考えられない。」と主張し、再申立てをしているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も無いことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から43年9月16日まで
A社で昭和43年9月16日に資格取得となっているが、私は、39年3月から同社のBの資機材管理及び修理業務に就き、退職するまで継続して同じ仕事をしていた。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した社員旅行等の写真及び申立人の挙げた同僚の証言から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が提出した社会保険整理番号簿の写しによると、申立人の厚生年金保険の取得年月日は、昭和43年9月16日と記載されており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、A社は、「正社員については人事記録が残っているが、当該人事記録に申立人に係る記録が確認できないことから、申立人は臨時職員であったと思われる。また、当時は、倉庫など現場で直接採用した臨時職員が多くおり、社会保険に加入させるか否かは、それぞれの現場で判断していたようであるが、その基準は不明であり、本社は現場からの報告によって加入手続をしていた。」旨を回答しており、上記整理番号簿の写しの申立人に係る備考欄には、「臨時雇」の記載が確認できる。

さらに、申立人が提出した写真に写っている者で、申立人が氏名を記憶していた12名のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できたのは2名である。

加えて、申立人は昭和43年9月16日にA社において被保険者資格を取

得しているところ、申立人は、その当時の倉庫長に「年金は大丈夫か。」と聞かれ、「一度、調べてみてほしい。」と言った、というような会話をしたことがあると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
私の厚生年金保険被保険者記録をねんきん特別便で確認したところ、申立期間について、B社の被保険者となっていた。当該期間は、私が設立し代表取締役を務めていたA社の被保険者であるはずである。社会保険事務所（当時）で確認したところ、同社において夫や夫の弟は被保険者となっているのに代表取締役であった私の記録は無い。申立期間について、同社の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容に関する具体的な記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間中の昭和 43 年 12 月 19 日であることが確認できる。

また、申立人はA社における社会保険事務は自身で行っていたと述べているところ、当時の届出について、明確に記憶しておらず、申立人は、同社の代表取締役であったと述べているが、商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役ではなく、取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人はB社の代表取締役と行動を共にすることが多かったと述べているところ、同社の代表取締役の被保険者資格取得日は申立人と同日であり、同社の社会保険担当者は「申立人は同社の正社員ではなかったが、同社の代表取締役と常に行動を共にしていたので、申立人を同社の被保険者として届け出たことも考えられる。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 7 日から同年 10 月 30 日まで
A社で厚生年金保険の資格喪失をしているのが昭和 29 年 2 月 7 日となっているが、同社には 28 年 4 月 1 日から 29 年 10 月 30 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同期入社と同僚は、昭和 29 年の年末ごろまでA社に勤務していたと述べているが、当該同僚の同社における被保険者資格喪失日は 29 年 2 月 19 日となっている。

また、上記の同僚は、昭和 29 年の年末ごろの従業員数は 20 名ほどであったと述べているが、A社に係る被保険者名簿によると、同年 10 月 1 日時点の被保険者数は 3 名であり、同社が適用事業所でなくなった 30 年 1 月 20 日時点の被保険者数は 1 名である。

また、別の同僚は、勤務していた期間より記録のある期間が短いとする供述をしており、上記の被保険者名簿に記録のある 63 名のうち 33 名については 6 か月以内の被保険者期間であることが確認できることから、申立期間当時、A社では在籍者の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、照会を行うことができず、このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
A社での昭和 48 年 7 月から 49 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額が、極端に低額となっている。理由が分からないので、調査して従来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、資格取得時の昭和 48 年 5 月 26 日から同年 7 月 1 日までは 13 万 4,000 円、申立期間は 8 万円、49 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までは 14 万 2,000 円となっていることから、申立人は、申立期間の標準報酬月額が極端に低額になっていると述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日（昭和 48 年 5 月 26 日）から申立期間を含めた期間の標準報酬月額は 8 万円と記載されており、さかのぼった訂正等の形跡は見られない。

また、申立人に係る企業年金連合会の厚生年金基金加入員台帳には、申立人の資格取得日から申立期間を含めた期間の標準報酬月額は 8 万円と記録されており、上記の被保険者名簿の記載と一致する。

さらに、申立人が自身と同様の仕事をしていたとして記憶している同僚 2 名の資格取得日における標準報酬月額は、1 名が 5 万 2,000 円で、もう 1 名が 6 万円であり、申立人の申立期間に係る標準報酬月額より低額である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年2月1日まで
私は、昭和25年4月から28年6月まで定時制高校に通いながらA社に勤めていたが、申立期間が被保険者期間となっていないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の後輩の供述により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和25年4月1日から26年4月1日までの期間は、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立人と同様に中学校を卒業してすぐにA社に就職したと供述している1年後輩の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の昭和28年2月1日であり、申立期間当時、同社では、入社して相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、定時制高校に通うため、ほかの従業員よりも短時間の勤務であった旨を述べている。

加えて、申立人は、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料や保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料の控除を確認できるその他の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月から 38 年 7 月まで

私は、昭和 35 年 12 月から 38 年 7 月まで、A 市にあった B 店で、住み込みの店員として朝早くから夜遅くまで、お正月もお盆も無く働いていたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 店の所在地や当時の店舗の状況を詳細に記憶しており、また、同店の店主の子の妻及び同店があった A 市の C 商店街で申立期間当時から店舗を構えていた店主の証言も申立人の記憶と一致していることから、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 店は申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 店の申立期間当時の店主の子の妻は、「当時の店主が亡くなった後、私が同店の経営をしばらく引き継いたが、同店は会社組織ではなく個人商店で、厚生年金保険には加入していなかった。」旨を供述している。

さらに、申立人が挙げた B 店の同僚を特定することができず、供述を得ることができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月ごろから 32 年 9 月ごろまで

昭和 31 年 11 月ごろ、叔父の紹介で A 社に入社した。同社では旋盤で削った部品を研磨する仕事に就いていたが、他社では 100 分の 1 ミリから 100 分の 20 ミリまでの誤差の範囲内で研磨すればよかったところ、同社ではより精密な 1,000 分の 1 ミリから 1,000 分の 5 ミリまでの誤差の範囲内で研磨することが求められていた。冬に向かっていた暖かい日に 1,000 分の 5 ミリの誤差で研磨していた部品が、翌日、寒い日であったために縮んでしまいゲージをすり抜けたことを覚えている。

昭和 32 年のメーデーに参加したことを叔父にとがめられ、退職することになったが、同社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の業務に関する詳細な記憶から、期間は特定できないものの申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社における申立期間当時の人事担当者から聴取したところ、「申立期間当時、4 月に採用された者以外は臨時工として採用しており、臨時工の場合、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかった。」と述べている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社したことが確認できる複数の従業員から聴取したところ、「入社してすぐには厚生年金保険に加入できなかった。」との供述があり、申立期間当時、A 社では雇用形態や厚生年金保険の加入について様々な取扱いがなされていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、叔父の紹介でA社に入社したとしているが、この叔父は既に亡くなっていることから、聴取することができず、同社に照会したところ、申立人に係る人事記録等の関連資料は保管されていないとの回答であった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 21 日から同年 6 月 21 日まで
私は、昭和 42 年 8 月に A 社に入社し、平成 6 年 3 月まで勤務した。
しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和 43 年 4 月 21 日から
同年 6 月 21 日までの期間、被保険者となっていない。申立期間の記録
を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の被保険者期間は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に資格を喪失し、再度資格を取得している被保険者が複数名見受けられ、当該同僚のうち、複数の者は、欠落期間中も同社に勤務していたとしている。

また、申立人と同じように資格喪失と資格再取得がされている同僚は、自身の被保険者となっていない期間における保険料控除について不明としており、当時の社会保険の事務担当者からも証言が得られない。

さらに、A 社は既に適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、照会を行うことができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 20 日から 57 年 4 月 10 日まで
私は、A社に、昭和 55 年 10 月 1 日に入社し、平成元年 5 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和 55 年 11 月 20 日から 57 年 4 月 10 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、引き続き同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人は、昭和 55 年 10 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 20 日に資格を喪失し、さらにその後、57 年 4 月 10 日に資格の再取得をしており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している上、当該事業所では、ほかにも、資格喪失の後に資格再取得となっている被保険者が複数名見受けられる。

また、A社が保管している昭和 55 年 11 月 20 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の健康保険の被保険者証が返還されていることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月から 44 年 11 月まで
② 昭和 45 年 9 月から 46 年 12 月まで
③ 昭和 50 年 1 月から 51 年 10 月まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社（現在は、D社）で勤務していたはずであるが、厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が自身の入社より前から勤務していたとする同僚及び同時期に入社したとする同僚のA社における資格取得日は昭和 44 年 8 月 1 日となっている。

また、同僚は、申立期間当時、A社には 20 名ぐらいの従業員が勤務していたと述べているところ、同社に係る被保険者名簿において、申立期間の被保険者数は 14 名程度であり、これらのことから同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に照会したものの、供述を得ることもできない。

申立期間②について、当時の同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年

金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び同僚の連絡先も不明であることから、照会を行うことができない。

申立期間③について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が、当該期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和51年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社へ照会を行ったところ、「社会保険の適用事業所となる前は、従業員は各自、国民年金へ加入していた。」旨の回答を得ている上、当該事業所の新規適用日に在籍していた従業員も、「昭和51年9月までは事業所が厚生年金保険に未加入であり、国民年金に入っていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで
昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までA社の営業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の加入記録では記録が無かった。給与明細書は無いが申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、勤務していたとするA社B所の同僚として名前を挙げた2名は、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人は自身のA社における業務はコミッションセールスであったとしているところ、厚生年金保険被保険者であることがオンライン記録で確認できる本社所属の複数の同僚は、「営業所所属のスタッフは、フルコミッション（固定給無しの完全歩合給与）であり、厚生年金保険の加入は無かった。」と供述している。

このほか、A社は既に解散しているため、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、申立期間は2年前に入社していた同級生の紹介でA社という30人規模の会社で働いていた。同級生2名と一緒に入社し、Bの製造に従事しており、保険料も天引きされていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に同期入社したとする同級生2名の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の同級生2名は、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者となっていないことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、同級生のうち1名は、「申立人は在職期間が短かったので社会保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿から照会した5名の同僚は、「入社後3か月から1年程度は試用期間があり、その間は社会保険に加入していなかった。」旨を回答していることから、A社では入社後一定の期間において厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 10 月 1 日から 28 年 11 月 10 日まで、A社B工場に勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

当時の日記にもA社B工場に就職した記述があり、入社した時から社会保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する日記の記載内容や複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が入社した時には既に勤務していたとする同僚のうち2名の資格取得日は昭和 24 年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人と同じ資格取得日となっている 74 名のうち連絡の取れた 10 名は、A社において被保険者資格を取得したのは、入社後、約 1 年から 2 年経過してからである旨を述べている。

さらに、複数の同僚から「厚生年金保険の加入手続は本社において一括で行っていた。A社B工場が混乱していたためか、厚生年金保険の加入は入社と同時ではなかった。」「同社B工場の従業員は、入社と同時に保険料が控除されていたが、同社で厚生年金保険の加入手続が行われていなかったため、経理責任者から謝罪と共に、控除されていた保険料を一括で返金された。」との供述がある。

加えて、事業主に照会を行ったところ、「当時の資料を保管していない。」との回答であり、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることが

できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 4 月 4 日まで

厚生年金保険の被保険者記録が無いが、私は、申立期間に、A社で自動車部品を作る工場の工員として勤務した。入社の際に、前の会社から返してもらった厚生年金保険被保険者証を提出し、退社の際に返してもらい、社会保険完備の会社であったことは覚えているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した年賀状及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚が、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と証言している上、当該同僚の中には、当該期間において、国民年金を納付している者も複数確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の代表取締役及び総務担当者は既に死亡しており、当時の人事記録及び給与関係資料も残っていない。」としており、申立人も給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
私は、A病院に昭和 59 年 4 月 10 日から 61 年 3 月 31 日まで勤務した。
オンライン記録には、資格喪失年月日が 60 年 4 月 1 日となっている
ので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA病院附属准看護学院発行の卒業証書及びA病院の回答から、申立人が申立期間において、同病院に准看護学院生として勤務していたことが確認できる。

しかし、A病院は、「A病院附属准看護学院は2年制であり、准看護学院生は、2年制の1年目は病院勤務と授業を半々としているため、厚生年金保険に加入させているが、2年目は授業に専念してもらうため病院勤務を無くしていることから、厚生年金保険と健康保険を喪失させたと考えられる。」と回答している。

また、A病院から提出された昭和 60 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで社会保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人と同様にA病院附属准看護学院生であった同僚 12 名についても、准看護学院生の2年目であった申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、同僚は、「准看護学院生の2年目であった2年生の時に歯医者へ通院したが、家族から健康保険遠隔地被保険者証を送ってもらい受診した。被扶養者になっていた記憶がある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 4 日から同年 7 月 17 日まで
私は、昭和 36 年 7 月 17 日まで A 社（現在は、B 社）に運転手として勤務し、失業保険の給付を受けることなく、次の事業所で働き始めたことを明確に記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月まで A 社に勤務していたと述べているが、申立人が申立期間後に勤務した事業所に保存されている「勤務記録カード」に記載されている申立人の職業履歴には、同社の退職時期が同年 1 月と記載されており、この記録はオンライン記録における申立人の資格喪失月と合致している。

また、複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立期間に A 社に勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、B 社に照会をしたものの、当時の資料は無いとの回答があった。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。